平成30年度第10回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成30年8月21日

担当部・課:産業部水産基盤整備推進室[内線3576]

① 件 名

あらたに生じた土地の確認及び町(字)の区域の変更について

② 施設等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

第2種寄磯漁港の係留施設用地の造成を行うに当たり、公有水面の埋立てを行っている。

【目的】

係留施設用地の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加えるもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成28年2月 ア)公有水面埋立許可

平成29年7月 イ)公有水面埋立許可

平成30年7月 竣功認可(ア、イ)

8月 宮城県通知

⑤ 主な内容

公有水面埋立法により開始した、第2種寄磯漁港の係留施設用地の造成が竣功したことに伴う 宮城県からの通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を本市の区域内に生じた土 地として確認するとともに、石巻市の町(字)の区域に加えようとするもの。

【市域編入区域】

埋立区域 ア) 石巻市寄磯浜前浜113番、116番に隣接する公有水面

イ) 石巻市寄磯浜前浜116番及び平成28年2月26日付け宮城県(水整)指令 第86号で免許を受けた埋立区域に隣接する公有水面

埋立面積 ア) 736.93平方メートル

イ) 103. 91平方メートル

竣功認可日 平成30年7月17日 (ア、イ)

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源処置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

係留施設用地の造成を目的とした公有水面の埋立てが竣功することにより、沿岸拠点漁港(機能 漁港)として、作業の安全性、生産性及び効率性を高めることができる。

【市財政への負担】

漁港管理者は宮城県であり、施設維持管理費等に係る本市の費用負担はなし。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施工予定年月日

平成30年9月 市議会第3回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町(字)の区域の変更に ついて提案

9 その他